

エンクロス市民活動使用規約

延岡市駅前複合施設「エンクロス」（以下「本施設」といいます。）の指定管理者は、延岡市駅前複合施設条例（以下「本条例」といいます。）第6条第2項の規定に基づき本施設の所定の区画を一定時間占有して、市民活動を希望される方へ本施設の使用を許可するにあたりエンクロス市民活動使用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

本施設を市民活動のために使用の許可を希望する方（以下「市民活動者」といいます。）は、本規約をご確認され、承諾された場合は、所定の手続きに従い市民活動使用許可申請（以下「許可申請」といいます。）をお願いいたします。

本施設の指定管理者は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社です。

第1条 市民活動を目的としたご使用に関して

1. 本施設の使用許可を受けることのできる「市民活動」は、広く市民等が参加できる活動とし、かつ、以下の各号に該当しない活動とします。

(1) 営利を目的としている活動（広告宣伝等を含む。）

※市民活動の参加費は、材料費、雑費程度の価格であること

(2) 特定の宗教のための活動

(3) 特定の政党・候補者を支援する活動や、選挙運動等の政治活動

(4) 大きな音や異臭など他の利用者の本施設利用を妨げるような活動

(5) 危険物の使用を伴う活動

(6) 特定の個人、団体などを誹謗、中傷する活動

(7) 市民活動参加者（以下「参加者」といいます。）、他の入館者の安全が確保できない活動

(8) 本施設、本施設の内装、備品等に破損が生じるおそれがある活動

(9) 法令、条例に違反する活動

(10) 公の施設で行うことになじまない活動

(11) 公序良俗に反する活動

(12) その他、指定管理者が適当でないと判断した活動

2. 本施設は公の施設であるため、他の入館者への影響を考慮し、許可の前後にかかわらず、正当な範囲において、活動内容の制限や変更の指示を指定管理者が出す場合があります。その際は、指定管理者の指示に従うものとします。

3. 飲食を伴う、又は食品を扱う市民活動に関しては、市民活動者が自己で食品衛生法など関連法規を確認し、必要に応じて、管轄の保健所などに相談の上、市民活動を実施するものとし、市民活動者が参加者に対してアレルギーチェックなどを行うものとします。

4. 医療行為、身体に関する行為など法令により資格を有する者ができる市民活動は、当該資格がある場合に限り市民活動が可能です。

5. 市民活動は、虚偽や誇大表示は行ってはならず、市民の方に誤解を生じさせるような案内、参加者に誤解が生じるような活動は行わないものとします。
6. 市民活動の内容によっては、参加者、その他に損害を与える場合等を想定し、市民活動者の責任の下に保険契約を行うなどの備えを行うものとします。
7. 市民活動の内容は、市民活動者が自ら行う権利を有するものであり、第三者の権利等を侵害しない内容であることを保証するものとします。
8. 市民活動の内容が、届出や認可等が必要な市民活動を実施する場合は、市民活動者が自らの責任で手続を行ってください。届出や認可証などを確認させていただく場合があります。
9. 市民活動に際し、参加者に損害が生じた場合は、延岡市及び指定管理者は一切の責任を負いません。市民活動者が自ら事前に参加者に活動内容の説明等を行い、活動内容についてご理解いただいた上で参加していただく運営を行うものとします。

第2条 許可申請

1. 本施設で市民活動を行うため本施設の使用を希望する個人又は団体は、本施設指定管理者に許可申請を行い、許可を得ることで、本施設内の所定の区画を市民活動で使用することができます。許可を得た個人又は団体以外による利用はできません。
市民活動者が以下の各号のいずれかに該当する場合は本施設の使用の許可をすることができません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき
 - (2) 本施設の施設、附属設備等を毀損するおそれがあるとき
 - (3) 本施設他の使用者の使用の支障となるおそれがあるとき
 - (4) 集団的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人および団体又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している個人
 - (5) その他、指定管理者が適当でないと判断した個人および団体
2. 本施設の許可申請は、原則として実際に市民活動を実施する本人が行うものとします。団体の場合は、原則として団体の代表者が許可申請を行うことができます。なお、法人格のない団体の代表者以外の方が、許可申請を行った場合、申請者を代表者とみなします。例外として、指定管理者が指定する様式の委任状を持参した方のみ、代理申請又は、代表者以外の方でも許可申請を行うことができます。
3. 許可申請の際は、申請者の本人確認書類を確認させていただきますのでご提示をお願いいたします。

第3条 許可取消し又は使用の停止など

1. 本施設の許可申請を行い指定管理者の許可を得た個人および団体である市民活動者は、本施設内の所定の区画を市民活動のために一定時間利用することができます。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、許可の取消し又は使用の停止を命ずることができます。

す。

- (1) 本条例又は本条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 本規約又は使用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 前条第1項第1号乃至第3号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。
2. 前項に規定する使用許可の取消し又は使用の停止によって使用者が受けた損害については、時期を問わず、延岡市及び指定管理者はその責めを負わないものとします。

第4条 本施設の使用に関して

1. 指定管理者は、複合施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、入館を拒否することができます。なお、入館を拒否された場合、使用許可を得ていた場合においても使用ができません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
 - (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (3) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している者
 - (4) 明らかに感染性の疾病に罹患している者
 - (5) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、複合施設の正常な運営を妨げる行為をするおそれがある者
2. 本施設（設置物等を含む。）又は貸出備品等を破損また汚損等した場合、指定管理者は、市民活動者に対して、その修理費用、買換えの対価などにより生じた損害について損害賠償請求を行う場合がございます。なお、当該事由の場合は、市民活動者が団体の場合は、その代表者（法人格のない団体の場合は、申請者。）に対して請求を行います。

第5条 禁止事項

1. 何人も、本施設において次に掲げる行為をしてはならない。指定管理者は、以下の各号のいずれかに違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、本施設からの退去を命ずることができます。なお、本施設の退去を命じられた場合、使用許可を得ていた場合においても使用ができません。
 - (1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。
 - (2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある物又は動物を携帯すること。
 - (3) 施設、附帯設備、器具等を毀損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
 - (4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。
 - (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配付し、又は掲示すること。
 - (6) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、飲食すること。

- (7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、複合施設の正常な運営を妨げる行為をすること。
2. 何人も、複合施設の利用に当たっては、その良好な運営を維持するための指定管理者の指示に従わなければならないものとします。

第6条 個人および団体の情報の取り扱い

1. 市民活動者は、市民活動の参加者の受付を自己で行い、その管理等についても自己により行うものとします。参加の受付の際に取得した参加者の個人情報に関しては、個人情報保護法に則り管理を行うものとします。また、取得した個人情報は、当該市民活動以外に使用しないでください。目的外の利用を行うと法令違反になる場合があります。情報漏洩に起因した市民活動参加者に生じた損害については、延岡市及び指定管理者は一切の責任を負いません。
2. 延岡市（指定管理者も含む。）は、許可申請により取得する申請者（団体においては代表者）の氏名、住所、メールアドレス、LINE ID、SNS アカウント及び電話番号などの個人情報は、次に掲げる目的の範囲で使用します。
 - (1) 本施設の予約の際の本人確認及び市民活動利用の際の本人確認のため
 - (2) 本施設の予約内容の通知・確認のため
 - (3) 本施設の管理運営のための連絡のため
 - (4) 申請により行う活動情報発信（イベントちらし等への掲載）を行うとき。
 - (5) その他、本施設の運営上に必要なとき
2. 取得した個人および団体の情報は、前項の目的以外には、法令、延岡市の条例等の規定による場合を除き当該申請者の同意なしに利用及び第三者に開示・提供することはありません。
3. 個人情報の開示・訂正・利用停止の手続きの際には、申請者であることを確認できる資料（運転免許証など）を本施設の窓口にご持参下さい。本人であることを確実に確認するために、受付は本施設窓口のみとさせていただきます。電話やメール等では受け付けておりませんのでご了承ください。

第7条 免責事項

1. 市民活動者は、自己の活動により、参加者又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任により解決を行うものとします。延岡市及び指定管理者は、責任を負わないものとします。
2. 延岡市及び指定管理者は、正当な理由により、本施設の使用の許可をしない場合、使用許可の取消しなどを行った場合はその責任を負わないものとします。

第8条 規約の変更

1. 指定管理者は、以下の場合、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、延岡市駅前複合施設条例に定める目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約変更規定の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである

とき

2. 前項の場合、指定管理者は、変更後の本規約の効力発生日の 4 週間までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、「エンクロス」ホームページに掲載する方法により通知します。

以上

制定日

令和5年3月23日